

# 措 置 報 告 書

松建 1769 号  
平成28年3月17日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

松阪建設事務所長

平成27年6月17日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	
通知事項	措置内容
<p>○動植物への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地元に確認のうえ、希少な動植物の調査を行ってください。</li><li>・法面緑化については、地域在来種を用いるよう努めてください。</li></ul>	<p>工事着手前に多気町等地元関係者に確認のうえ、希少な動植物の調査を行います。また、確認された場合は、関係機関と協議し、適切な対応を講じます。</p> <p>工事実施において、法面緑化に使用する種子は、地域在来種を用いるよう努めます。</p>
<p>○景観について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境配慮検討書3頁中「2 計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、「景観法：規制あり（三重県景観計画区域）」を追記してください。</li><li>・同「(5)自然景観・文化財等」について、「三重県景観計画」も追加し、再調査をお願いします。</li></ul>	<p>環境配慮検討書に「2 計画地の社会的条件の現況等」の「(2)関係法令等による地域の指定・規制状況」について、「景観法：規制あり（三重県景観計画区域）」を追記しました。</p> <p>同「(5)自然景観・文化財等」について、「三重県景観計画」も追記し、関係機関と調整し、再調査を実施します。</p>
<p>○大気環境及び騒音・振動について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建築物又は工作物の解体等を行う場合は、大気汚染防止法第18条の17に定める事前調査の実施及び調査結果の掲示が必要となるので留意してください。</li><li>・工事の実施においては、いわゆるポスト新長期規制適合車両、低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）に基づく低騒音型建設機械及び低振動型建設機械、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に定める排出基準適合車両及び「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）に基づく排出ガス対策型建設機械を優先的に使用する等、排出ガスや騒音・振動の低減に努めてください。</li></ul>	<p>工事実施において、建築物又は工作物の解体を行う場合は、大気汚染防止法第18条の17に定める事前調査を実施するとともに、調査結果の掲示を行うよう留意します。</p> <p>工事実施において、使用する建設機械については、低騒音型機械、低振動型建設機械、排出基準適合車両、及び排出ガス対策型建設機械などとし、環境配慮に努めます。</p>